

第 77 期

BX

文化シャッター

定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月20日（火曜日）
午前10時

場所 東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シャッター株式会社
本社 2階ホール

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

<株主提案（第4号議案から第13号議案まで）>

- 第4号議案 自己株式取得の件
- 第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件
- 第6号議案 剰余金処分の件
- 第7号議案 剰余金処分の件（大和ハウス株式の現物配当）
- 第8号議案 総会の招集者及び議長に係る定款変更の件
- 第9号議案 取締役会議長に係る定款変更の件
- 第10号議案 取締役会長の廃止に係る定款変更の件
- 第11号議案 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件
- 第12号議案 代表権を有する取締役に対する業績連動報酬の計算方法の開示に係る定款変更の件
- 第13号議案 豪州のM&Aに関する情報開示に係る定款変更の件

証券コード：5930

当社グループ
第77期事業年度
(2022年4月
1日から2023
年3月31日ま
で)における事
業の状況のご報
告にあたりご挨拶
申しあげます。



当社グループでは、2021年度より2023年度までの中期経営計画に取り組んでおり、2年目であった2022年度は、鋼材をはじめとした原材料価格の高騰など厳しい事業環境ではありましたが、最終年度となる2023年度は、持続的に成長・発展し続けるエクセレントカンパニーとなるべく、「より具体的な施策、そしてより具体的な活動」を速やかに実践することにより、社会の変化に迅速に対応して『売上成長を超える利益成長』の必達に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年5月

代表取締役社長
小倉 博之

目次

第77期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	43
連結計算書類	65
計算書類	67
監査報告	69
株主メモおよびトピックス	75

社 是

誠実 努力 奉仕

誠実とは心のふれあいである。
真心のふれあいでは信頼は生まれる。
努力とは創造する行為の持続力である。
奉仕は自発的な行為、行動で
お客様や社会のお役に立つこと。

経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します
私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します
私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

CSR憲章

1. 成長と共に
2. 社会と共に
3. 地球と共に
4. 働く仲間と共に

株主各位

証券コード 5930
2023年5月29日

東京都文京区西片一丁目17番3号

文化シヤッター株式会社

代表取締役会長 潮崎敏彦

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.bunka-s.co.jp/ir/individual/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「文化シヤッター」または「コード」に当社証券コード「5930」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月19日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月20日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シャッター株式会社 本社 2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項1. 第77期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類なら
びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

<株主提案（第4号議案から第13号議案まで）>

- 第4号議案 自己株式取得の件
- 第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件
- 第6号議案 剰余金処分の件
- 第7号議案 剰余金処分の件（大和ハウス株式の現物配当）
- 第8号議案 総会の招集者及び議長に係る定款変更の件
- 第9号議案 取締役会議長に係る定款変更の件
- 第10号議案 取締役会長の廃止に係る定款変更の件
- 第11号議案 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件
- 第12号議案 代表権を有する取締役に対する業績連動報酬の計算方法の開示に係る定款変更の件
- 第13号議案 豪州のM&Aに関する情報開示に係る定款変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月19日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、6頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2023年6月19日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面（以下「交付書面」といいます。）を送付しております。ただし、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第21条の定めに基づき、交付書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に添付しております交付書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

【新型コロナウイルス感染防止対策について】

- ・政府指針等に基づき、会場において感染防止に関するご制限、ご依頼を申しあげることがございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・今後、株主総会の運営方法等に変更がある場合は、当社ウェブサイトでご案内申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月20日（火曜日）午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月19日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



6頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月19日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

書面による議決権行使のご案内

行使期限：2023年6月19日（月曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送願います。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



■記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数	個						
<p>文化シャッター株式会社 御中</p> <p>私は、2023年6月20日開催の貴社第77期定株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2023年 月 日</p> <p>各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。</p> <p>文化シャッター株式会社</p>										
<p>お願い</p> <ol style="list-style-type: none"> 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月19日午後5時30分までに到着するようにご返送ください。 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際、一部の株主者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該株主者の番号をご記入ください。 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトアクセスし2023年6月19日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。 <p>（ご注意）株主提案の各議案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。第4号議案から第13号議案につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。</p>										
会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案							
	○	○	○							
	○	○	○							
株主提案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場交付にご提出ください。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト
ログインQRコード

文化シャッター株式会社

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第4号議案から第13号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は23頁以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。 ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

■記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛成いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	○	○	○
	○	○	○

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案
株主提案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

会社提案・取締役会の意見に反対、株主提案に賛成される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	○	○	○
	○	○	○

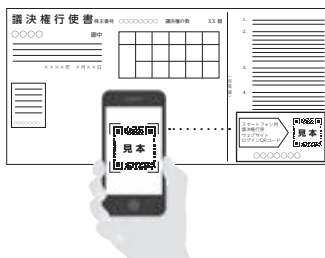
議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案
株主提案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続する基本方針ならびに当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 7,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金21円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,293,248,250円となります。

(2022年12月1日に中間配当金として1株につき21円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は1株につき42円となります。)

(3) 剰余金の配当の効力発生日

2023年6月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会からの諮問により構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会における審議等を経ております。また、当社の監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	しお ぎき とし ひこ 潮 崎 敏 彦	代表取締役会長	再任
2	お ぐら ひろ ゆき 小 倉 博 之	代表取締役社長 執行役員社長	再任
3	しま むら よし のり 嶋 村 悦 典	取締役 専務執行役員 新事業、商品開発、 海外担当	再任
4	ふじ た よし のり 藤 田 義 徳	取締役 常務執行役員 営業、設計、施工担当	再任
5	み た みつる 三 田 充	取締役 常務執行役員 東日本事業本部長	再任
6	いち かわ はる ひこ 市 川 治 彦	取締役 常務執行役員 業務担当	再任
7	やま さき ひろ き 山 崎 浩 樹	取締役 上席執行役員 営業開発事業本部長	再任

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



■所有する当社の株式数

94,800株

■略歴、地位および担当

1970年（昭和45年）	3月	当社入社
1984年（昭和59年）	4月	当社福岡工場長
1987年（昭和62年）	4月	当社福岡支店長
1990年（平成2年）	4月	当社千葉支店長
1993年（平成5年）	4月	当社システム部長
1998年（平成10年）	10月	当社人事部長
2006年（平成18年）	4月	当社執行役員 人事部長
2007年（平成19年）	4月	当社執行役員 業務担当
2007年（平成19年）	6月	当社取締役 上席執行役員 業務担当
2009年（平成21年）	4月	当社取締役 上席執行役員 企画管理本部長
2011年（平成23年）	4月	当社取締役 常務執行役員 業務担当
2012年（平成24年）	6月	当社取締役 専務執行役員 業務担当
2016年（平成28年）	4月	当社代表取締役社長 執行役員社長
2021年（令和3年）	4月	当社代表取締役会長（現在に至る）

■重要な兼職の状況

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会 会長

■当社との特別の利害関係

なし

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

潮崎敏彦氏は、1970年の入社以来、製造部門や営業部門、本社管理部門の責任者を歴任するなど、当社グループにおける多くの業務での幅広い経験を有しております。2007年の当社取締役就任以後は、主に管理部門およびグループ会社の業務執行を統括し、当社グループの業容拡大に貢献しております。その後、2016年には代表取締役社長に就任、5か年の中期経営計画の実行を強力に牽引し、2021年の代表取締役会長就任以後は、取締役会議長をはじめとして、当社グループ全体の事業経営に取り組むなど、取締役としての職責を果たしております。

上記に加えて、現在は（社）日本シャッター・ドア協会の会長も務め、防火設備、防災事業の普及・促進等、安全・安心に関わる社会的な事業活動の推進・向上を図っております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

**■略歴、地位および担当**

1980年（昭和55年）	7月	当社入社
2002年（平成14年）	4月	当社南九州支店長
2005年（平成17年）	4月	当社九州特販支店長
2008年（平成20年）	4月	当社中四国支社長
2010年（平成22年）	4月	当社執行役員 九州支社長
2011年（平成23年）	4月	当社執行役員 西日本事業本部長
2011年（平成23年）	6月	当社取締役 上席執行役員 西日本事業本部長
2016年（平成28年）	4月	当社取締役 上席執行役員 ビル建材事業本部長
2018年（平成30年）	4月	当社取締役 常務執行役員 営業担当
2021年（令和3年）	4月	当社代表取締役社長 執行役員社長（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

31,000株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

小倉博之氏は、1980年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、西日本エリアの営業部門責任者、大手ゼネコン担当部門の責任者、営業部門の統括責任者を歴任し、2021年の代表取締役社長に就任以後は、新たな3か年の中期経営計画の実行において強いリーダーシップを発揮するなど、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



■略歴、地位および担当

1978年（昭和53年）	4月	当社入社
2003年（平成15年）	4月	当社住建支社技術室長
2008年（平成20年）	4月	当社商品開発部長
2010年（平成22年）	4月	当社執行役員 商品開発部長
2011年（平成23年）	4月	当社執行役員 商品開発担当 兼 商品開発部長
2011年（平成23年）	6月	当社取締役 上席執行役員 商品開発担当 兼 商品開発部長
2013年（平成25年）	4月	当社取締役 上席執行役員 新事業、新商品担当 兼 商品開発部長
2014年（平成26年）	4月	当社取締役 上席執行役員 新事業、新商品担当
2018年（平成30年）	4月	当社取締役 常務執行役員 製造、設計、施工、新事業、商品開発担当
2020年（令和2年）	4月	当社取締役 常務執行役員 設計、施工、新事業、商品開発担当
2021年（令和3年）	4月	当社取締役 専務執行役員 設計、施工、新事業、商品開発担当
2023年（令和5年）	4月	当社取締役 専務執行役員 新事業、商品開発、海外担当 （現在に至る）

■所有する当社の株式数

48,400株

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

嶋村悦典氏は、1978年の入社以来、主に技術部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、技術部門および新事業、新商品開発をはじめとして製造部門、設計・施工部門等の担当役員として、また2023年からは新事業、商品開発、海外担当として、当社グループの業容拡大に向けて当社取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

**■略歴、地位および担当**

1983年（昭和58年）	4月	当社入社
2003年（平成15年）	4月	当社福岡支店長
2007年（平成19年）	4月	当社広島支店長
2010年（平成22年）	4月	当社ドア・パーティション事業部三部長
2011年（平成23年）	4月	当社九州支店長
2014年（平成26年）	4月	当社執行役員 九州支店長
2016年（平成28年）	4月	当社常務執行役員 西日本事業本部長
2017年（平成29年）	6月	当社取締役 上席執行役員 西日本事業本部長
2019年（平成31年）	4月	当社取締役 上席執行役員 東日本事業本部長
2021年（令和3年）	4月	当社取締役 常務執行役員 営業担当
2023年（令和5年）	4月	当社取締役 常務執行役員 営業、設計、施工担当 （現在に至る）

■所有する当社の株式数

9,537株

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

藤田義徳氏は、1983年の入社以来、主に西日本エリアの営業部門やドア・パーティションの営業部門等における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2017年の当社取締役就任以後は、主に西日本エリアおよび東日本エリアの営業部門責任者を歴任し、2021年からは営業部門の統括責任者として、また2023年からは新たに設計、施工担当としての役割も加わり、当社グループの業容拡大に向けて当社取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

**■略歴、地位および担当**

- 1982年（昭和57年）4月 当社入社
- 2001年（平成13年）4月 当社多摩支店長
- 2005年（平成17年）4月 当社神奈川支店長
- 2009年（平成21年）4月 当社福岡支店長
- 2011年（平成23年）4月 当社中部支店長
- 2013年（平成25年）4月 当社執行役員 特需事業本部長
- 2014年（平成26年）4月 文化シャッターサービス株式会社代表取締役社長
- 2018年（平成30年）4月 当社常務執行役員 ビル建材事業本部長
- 2018年（平成30年）6月 当社取締役 上席執行役員 ビル建材事業本部長
- 2021年（令和3年）4月 当社取締役 常務執行役員 東日本事業本部長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

15,400株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

三田充氏は、1982年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。その後、2013年からは新事業部門の責任者、2014年からは当社製品のアフターメンテナンス等を手掛けるグループ会社の社長を歴任し、2018年の当社取締役就任以後は、主に大手ゼネコン担当部門の責任者として、また2021年からは東日本エリアの営業部門責任者として当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

**■略歴、地位および担当**

1983年（昭和58年）	4月	当社入社
2007年（平成19年）	4月	当社人事部長
2012年（平成24年）	4月	当社人事総務部長
2013年（平成25年）	4月	当社執行役員 人事総務部長
2016年（平成28年）	4月	当社常務執行役員 業務担当
2018年（平成30年）	6月	当社取締役 上席執行役員 業務担当
2021年（令和3年）	4月	当社取締役 常務執行役員 業務担当（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

17,300株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

市川治彦氏は、1983年の入社以来、主に本社管理部門における人事・労務や総務等の専門的知見を有するほか、営業推進部門における幅広い業務経験も有しております。2016年以後は経理、財務、グループ経営等を含めた本社管理部門の統括責任者、2018年の当社取締役就任以後も同様に本社管理部門の統括責任者として、当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



■略歴、地位および担当

1985年（昭和60年）	4月	当社入社
2007年（平成19年）	4月	当社四国支店長
2009年（平成21年）	4月	当社関西特販支店長
2011年（平成23年）	4月	当社中四国支店長
2015年（平成27年）	4月	当社西日本事業本部業務部長
2016年（平成28年）	4月	当社営業企画部長
2017年（平成29年）	4月	当社執行役員 営業企画部長
2019年（平成31年）	4月	当社常務執行役員 西日本事業本部長
2019年（令和1年）	6月	当社取締役 上席執行役員 西日本事業本部長
2023年（令和5年）	4月	当社取締役 上席執行役員 営業開発事業本部長 （現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

5,600株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

山崎浩樹氏は、1985年の入社以来、主に営業部門において、西日本エリアの営業部門やゼネコン営業担当部門などにおける、幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2016年の営業企画部門責任者就任以後は、全社の営業政策立案等に従事し、2019年より西日本エリアの営業部門責任者として、同年の当社取締役就任以後も同様に西日本エリアの営業部門責任者として、2023年からは新たに営業開発部門の責任者として、当社グループの業容拡大に向けて当社取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会からの諮問により構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会における審議等を経たうえで取締役会に付議し、取締役会において決定しております。また、本議案は監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位			
1	まつ やま なり ゆき 松 山 成 強	取締役監査等委員（常勤）	再任		
2	ふじ た しょう ぞう 藤 田 昇 三	取締役監査等委員	再任	社外	独立役員
3	あ べ かず ふみ 阿 部 和 史	取締役監査等委員	再任	社外	独立役員
4	はや さか よし ひこ 早 坂 善 彦	取締役監査等委員	再任	社外	独立役員
5	しま むら かず え 嶋 村 和 恵	—	新任	社外	独立役員

- (注) 1. 藤田昇三、阿部和史、早坂善彦の3氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、各氏が再任された場合、株式会社東京証券取引所に引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2. 嶋村和恵氏は新任の社外取締役候補者であり、同氏が選任された場合には、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 藤田昇三、阿部和史の両氏は、2017年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年間であります。なお、両氏は2016年6月から2017年6月まで当社社外監査役に就任しており、その就任期間は1年間であります。
4. 早坂善彦氏は、2021年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年間であります。
5. 当社は、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める合計額としております。なお、各氏が再任された場合、当社は各氏との間で同内容の契約を再締結する予定であります。
6. 嶋村和恵氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める合計額とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**■略歴、地位および担当**

- 1987年（昭和62年）9月 当社入社
- 2006年（平成18年）4月 当社小山工場生産管理部長
- 2009年（平成21年）4月 当社経営企画部新事業開発室長
- 2013年（平成25年）4月 当社C S R統括部長
- 2015年（平成27年）4月 当社執行役員 C S R統括部長
- 2021年（令和3年）6月 当社取締役監査等委員（常勤）（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

6,300株

■監査等委員である取締役候補者として指名する理由

松山成強氏は、1987年の入社以来、当社の商品開発部門ならびに製造部門において業務に従事し、当社製品の開発や製造に関する豊富な知識、経験を有していることに加えて、傘下に法務機能及び内部監査機能等を有するC S R統括部長としての相当程度の実務経験及び知見も有しております。

2021年の当社取締役監査等委員就任以後は、常勤の監査等委員として、監査計画の策定などにおいて中心的な役割を担うだけでなく、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監査・監督を行っております。

このような理由から、当社の経営チェックに有効であると判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者として指名いたします。



■所有する当社の株式数

6,500株

■略歴、地位および担当

1976年（昭和51年）	4月	検事任官
1986年（昭和61年）	4月	在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官
1990年（平成2年）	4月	東京地方検察庁検事
1997年（平成9年）	4月	法務省刑事局刑事課長
2001年（平成13年）	7月	東京地方検察庁総務部長
2003年（平成15年）	9月	佐賀地方検察庁検事正
2008年（平成20年）	1月	最高検察庁公安部長
2010年（平成22年）	6月	広島高等検察庁検事長
2010年（平成22年）	12月	名古屋高等検察庁検事長
2011年（平成23年）	8月	定年退官
2011年（平成23年）	9月	弁護士登録（東京弁護士会）（現在に至る）
2012年（平成24年）	4月	株式会社整理回収機構取締役
2012年（平成24年）	6月	同社代表取締役社長
2015年（平成27年）	10月	同社代表取締役社長退任
2015年（平成27年）	11月	奥野総合法律事務所・外国法共同事業入所
2016年（平成28年）	6月	当社監査役（社外監査役）
2017年（平成29年）	6月	当社取締役監査等委員（社外取締役）（現在に至る）
2018年（平成30年）	10月	奥野総合法律事務所・外国法共同事業退所
2019年（平成30年）	2月	藤田昇三法律事務所設立（現在に至る）

■重要な兼職の状況

アセットマネジメントOne株式会社 取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）
株式会社エコス 取締役（社外取締役・非常勤）
三機工業株式会社 監査役（社外監査役・非常勤）

■当社との特別の利害関係

なし

■監査等委員である取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

藤田昇三氏は、2016年からの当社監査役在任中および2017年の当社取締役監査等委員就任以後において、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監査・監督を行っております。

また、主に法曹界での要職を歴任し、法律の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有しており、特に法令順守の分野において、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。

**■略歴、地位および担当**

1974年（昭和49年）	4月	住友軽金属工業株式会社（現 株式会社UACJ）入社
2000年（平成12年）	6月	同社購買部長
2006年（平成18年）	4月	同社執行役員 購買部長
2010年（平成22年）	4月	同社常務執行役員 管理本部副本部長
2013年（平成25年）	6月	同社監査役
2013年（平成25年）	10月	同社常勤監査役
2015年（平成27年）	6月	同社常勤監査役退任
2016年（平成28年）	6月	当社監査役（社外監査役）
2017年（平成27年）	6月	当社取締役監査等委員（社外取締役）（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

7,400株

■監査等委員である取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

阿部和史氏は、2016年からの当社監査役在任中および2017年の当社取締役監査等委員就任以後において、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監査・監督を行っております。

また、他社における豊富な実務経験および監査役として職務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。

**■所有する当社の株式数**

0株

■略歴、地位および担当

1975年（昭和50年）	4月	前田建設工業株式会社入社
1999年（平成11年）	4月	同社東関東支店建築部長
2005年（平成17年）	4月	同社東関東支店長
2007年（平成19年）	1月	同社執行役員 関東支店長
2008年（平成20年）	6月	同社常務執行役員 東京支店長
2010年（平成22年）	6月	同社取締役 常務執行役員 東京支店長
2011年（平成23年）	4月	同社取締役 常務執行役員 東京建築支店長
2012年（平成24年）	4月	同社取締役 専務執行役員 建築事業本部長
2017年（平成29年）	7月	同社専務理事
2017年（平成29年）	7月	株式会社エフビーエス・ミヤマ（現 株式会社エフビーエス） 取締役会長
2019年（平成31年）	4月	同社取締役相談役
2019年（令和1年）	7月	前田建設工業株式会社顧問
2021年（令和3年）	6月	当社取締役監査等委員（社外取締役）（現在に至る）
2021年（令和3年）	7月	株式会社エフビーエス顧問（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■監査等委員である取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

早坂善彦氏は、2021年の当社取締役監査等委員就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監査・監督を行っております。

また、大手建設会社において経営に携わってきたことによる幅広い見識や建設業界における豊富な知識および実務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。



■略歴、地位および担当

1989年（平成元年）	4月	埼玉女子短期大学商学科	専任講師
1992年（平成4年）	4月	埼玉女子短期大学商学科	助教授
1993年（平成5年）	4月	早稲田大学商学部	専任講師
1995年（平成7年）	4月	早稲田大学商学部	助教授
2001年（平成13年）	4月	早稲田大学商学部	教授
2006年（平成18年）	4月	早稲田大学商学学術院	教授（現在に至る）
2008年（平成20年）	10月	早稲田大学教務部副部長	（学内兼職、2012年9月まで）
2012年（平成24年）	10月	早稲田大学商学学術院長 兼 商学部長	（2016年まで）

■所有する当社の株式数

0株

■重要な兼職の状況

早稲田大学商学学術院 教授

■当社との特別の利害関係

なし

■監査等委員である取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

嶋村和恵氏は、早稲田大学において商学学術院教授を務め、教務部副部長、商学学術院長、商学部長を歴任するなど、主に学術界において商学分野の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有しております。

また、民間企業における「お客様サービス推進諮問会議委員」への就任など、とりわけ消費・マーケティング分野での深い知見を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

＜ご参考＞ 本定時株主総会後の取締役会の構成（スキル・マトリックス）

当社は、当社および当社グループが持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現するため、創業以来受け継いできた「社是」や「経営理念」、そして「CSR憲章」を踏まえて策定された3か年の中期経営計画を実行中であり「未来を切り開く、快適環境のソリューショングループをめざして」を基本テーマとして掲げ、計画の達成に向けた事業施策を推し進めております。

取締役会の構成については、上記基本テーマの実現ならびに取締役会における多様性や専門性確保の観点から、他社における経営経験者や法律の専門家等を選任するなど、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理、コンプライアンスの維持・向上に適した人材等のバランスを考慮したうえで、当社の経営に必要なスキルを特定しております。

本定時総会において第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は以下のとおりです。

	企業 経営	業界知識・ 知見	ガバナンス リスクマネジメント 内部統制	人事・労務 人材育成 社会課題	財務会計 金融 M&A	営業 マーケティング	商品開発 品質管理 製造・調達	国際経験 海外ビジネス
潮崎 敏彦	○	○	○	○	○	○	○	
小倉 博之	○	○	○	○		○		
嶋村 悦典	○	○		○			○	○
藤田 義徳	○	○				○		
三田 充	○	○				○		
市川 治彦	○	○	○	○	○			
山崎 浩樹	○	○				○		
松山 成強		○	○	○			○	
藤田 昇三	○		○	○				○
阿部 和史			○	○	○		○	
早坂 善彦	○	○	○			○		
嶋村 和恵				○	○	○		

<株主提案（第4号議案から第13号議案まで）>

第4号議案および第5号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。

以下の議題、議案の要領および提案の理由は、議案ごとに整理し、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

<株主提案>

第4号議案 自己株式取得の件

議案の要領及び提案の理由

1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数6,564,168株、取得価額の総額金7,122,122,280円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2. 提案の理由

当社は2022年8月4日の取締役会決議において、2022年8月31日から2023年3月30日までの期間に発行済株式総数（自己株式を除く）の13.1%、8,800,000株を上限とし、取得価額の総額の上限を70億円とする自己株式の取得を決議し、これに基づき2023年3月13日までに合計6,381,800株を取得価額69億9989万5733円で取得しており、当社が株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。2022年8月4日以降の当社の株価は緩やかな上昇傾向にあったものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

【第4号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第4号議案に反対](#)いたします。

当社は、自己株式の取得を含め株主還元を大幅に強化することを、2021年度から2023年度における中期経営計画の主要テーマとしており、配当性向は35%を目安とすることを定めております。さらに、当社は、上記中期経営計画の3年間の平均で70%を超える総還元性向を計画しております。

また、当社は、自己株式の取得は経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とし、当社の資本効率の向上および株主還元の充実を図るために有効であると認識しており、2021年度および2022年度において総額120億円の自己株式の取得を行いました。

当社といたしましては、上記のとおり株主還元の重要性を認識しておりますが、自己株式の取得は上記中期経営計画における総還元性向を含む中長期的な経営戦略および資本政策ならびに実際の業績に基づき決定されるものであり、当社株式の取引の状況および株価を踏まえながら、適切な時期・金額を検討したうえで実施するべきと考えております。当社定款第7条には、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定めておりますので、自己株式の取得の実施については、機動的に取締役会にて審議を行い、検討していきたいと考えております。

したがって、[当社取締役会としては本株主提案に反対](#)いたします。

<株主提案>

第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

1. 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第22条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第22条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とする。当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。	(員数) 第22条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とする。当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。
<u>2 (新設)</u>	<u>2 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役12名のうち社外取締役は4名となっており、3分の1以上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものとすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第5号議案に反対](#)いたします。

当社取締役会提案による取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者7名は、いずれも当社事業に精通した社内出身者であり、当社における各部門での職務経験等に基づく豊富かつ幅広い知識および高い専門性等を有しております。

また、監査等委員である取締役候補者5名のうち4名は当社から独立した社外者であり、法律の専門家である弁護士、他社における経営経験者等、それぞれが豊富な経験に裏付けされた幅広い知識と見識を有しており、取締役会における多様性や専門性に強みを発揮できる人材、経営管理、コンプライアンスの維持・向上に適した人材などのバランスを考慮したうえで構成されております。

当社は、当社が提案する取締役候補者から構成される当社取締役会が、十分な独立性が保たれているだけでなく、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に向けた経営の執行を監督するにあたって、様々な視点から活発な議論が行われるなど、当社の経営環境や事業特性等に応じた多様性および専門性を併せ持つ最適な構成であると考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、かえって、取締役候補者の選択範囲を制限し、最適な取締役会の構成を維持する上での妨げとなる可能性もあると考えております。

したがって、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

<株主提案（第6号議案から第13号議案まで）>

第6号議案から第13号議案は、株主（2名）からの共同のご提案によるものであります。

以下の頭書き、議題、提案の内容および提案の理由は、議案ごとに整理し、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

以下の3から8の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/5930-BUNKA/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（会社注）上記「3から8の議案」とは、第8号議案から第13号議案を指しております。

<株主提案>

第6号議案 剰余金処分の件

1. 提案の内容

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

127円から、第77期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額、当社定款39条に基づいて第77期定時株主総会の開催日までに2023年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額及び2023年3月期普通株式1株当たりの中間配当金額21円（これらを合計したものを以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

第77期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が127円と異なる場合は冒頭の127円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、当社の第77期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第77期定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第77期定時株主総会で承認される本議案以外の議案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

本件は、当期純利益全てを配当金とすることに加え、今後の中長期的な資本政策として配当性向100%が採用されることを期待した提案である。

当社の自己資本比率は2022年3月末現在で48.7%である上、当社の保有する現預金と有価証券等から借入金等（イン・ザ・マネー状態の転換社債型新株予約権付社債は除く）を引いたネットキャッシュは2022年3月末現在で371億円に上り、これは2023年3月末現在の時価総額の4割を超えている。

また、当社のROE及びPBRは同じくシャッターを中心に扱う総合建材メーカー大手に対して、長期間にわたって劣後している。

従って、当社がこれ以上自己資本を増加させてもROEの低下、ひいてはPBRの低下を引き起こすだけであり、会社内に資金を留保する必要はない。事業に係る投資は有利子負債を活用し、当期純利益は株主に還元することが株主価値向上につながる。

【第6号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第6号議案に反対](#)いたします。

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

当社は、自己株式の取得を含め株主還元を大幅に強化することを、2021年度から2023年度における中期経営計画の主要テーマとしており、配当性向は35%を目安とすることを定めております。さらに、当社は、上記中期経営計画の3年間の平均で70%を超える総還元性向を計画しており、2021年度および2022年度において総額120億円の自己株式の取得を行いました。

当社グループは、当社の経営理念のもと、ESG対応や人的資本の充実に努め、優れた品質で社会の発展に貢献することで全てのステークホルダーからの期待に応えなければならないと考えております。また、世界・国内情勢の急激な環境変化に速やかに対応し、持続的な安定成長のために財務基盤の安定維持と事業収益拡大のための投資は引き続き最重要課題と考えております。

本株主提案は2023年3月期における当期純利益の全額を配当することを内容とするものですが、このような配当を実施することは、中長期的な経営課題の達成に支障を来すおそれがあるとともに、株主の皆様に対する将来に亘る安定した株主還元を困難にする懸念を生じさせるものと考えております。

したがって、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

<株主提案>

第7号議案 剰余金処分の件（大和ハウス株式の現物配当）

1. 提案の内容

(1) 配当財産の種類

大和ハウス工業株式会社（証券コード：1925。以下「大和ハウス」という。）の普通株式（以下「大和ハウス株式」という。）600,000株（以下「現物配当財産」という。）

(2) 現物配当財産の帳簿価額の総額

19億2000万円（2022年6月21日付有価証券報告書における「貸借対照表計上額」）

(3) 配当財産の割り当てに関する事項

(a) 基準株式数：

当社普通株式121株あたり、大和ハウス株式1株を割り当てる。

(b) 金銭分配請求権：

基準株式数を有する株主は、大和ハウス株式に代えて、会社法第455条第2項および会社計算規則第154条の規定に従い算定される額に相当する金銭を交付することを当社に対して請求することができる。同請求権の行使期間は、第77期定時株主総会の開催日を始期として、同開催日から1ヶ月を経過する日を終期とする。

(c) 基準未済株式（上記（a）に満たない株式をいう）：

基準未済株式を有する株主には、大和ハウス株式を割り当てない代わりに、会社法第456条の規定に従い算定される額に相当する金銭が支払われるものとする。

(4) 剰余金の配当が効力を生じる日

第77期定時株主総会の開催日から2ヶ月を経過する日。

なお、本議案は、第77期定時株主総会で承認される本議案以外の議案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

提案株主は政策保有株式を一切保有すべきでないと考えているが、本議案ではまず保有する合理性が明らかに乏しくかつ金額の大きい大和ハウス株式の現物配当を求めている。

この点、大和ハウスの山田裕次常務執行役員は、昨年の株主総会において、「取引先が大和ハウスの株式を売却しようとしても取引の縮減等で売却を妨げることはしない」と明言している。

当社は、大和ハウス株式の保有目的を「良好な関係の維持、強化」とし、定量的な保有効

果の記載は困難であるが保有の合理性を検証していると開示している。しかし、大和ハウスの意向を無視した当社の株式保有目的は単なる思い込みに過ぎず、不合理である。

当社は、単なる思い込みを「合理的」と判断する当社独自の判断基準を速やかに見直すべきである。そして、政策保有株式の保有が不合理であることを正しく認識し、大和ハウス株式を含む全ての政策保有株式を処分すべきである。

【第7号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第7号議案に反対**いたします。

当社は、事業の拡大および持続的発展ならびに取引先との安定的な取引の維持・強化および業務提携の強化を図ることを目的として、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断された場合に政策保有株式を中長期的に保有してきました。また、毎年取締役会において中長期的な観点から保有することのメリットとリスクなどを踏まえ、個別銘柄ごとに配当金・関連取引利益等の関連収益が当社資本コストに見合っているかを検証したうえで、合理性および必要性の観点に基づき、保有の適否を判断しております。その検証の結果、保有の合理性または必要性が認められなくなったと判断される銘柄については売却を推し進め、保有株式の縮減を図る方針としております。当社は上記の方針に基づき、政策保有株式の縮減を進めており、政策保有株式残高の連結純資産に対する比率は2018年3月期の15.8%から2023年3月期の8.4%へと縮減を進めております。今後におきましても縮減を継続していく方針であります。

大和ハウス工業株式会社に関しましても、上記基準に基づき精査し、現時点においては保有の合理性および必要性があると判断しておりますので、現物配当による剰余金処分の必要はないと考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

<株主提案>

第8号議案 総会の招集者及び議長に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款の第15条及び第16条を以下のとおり変更する。

現行定款

(総会の招集者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役である会長がこれを招集する。

会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い他の取締役がこれに当たる。

(総会の議長)

第16条 株主総会の議長は会長がこれに当たり、会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い、他の取締役がこれに当たる。

変更案

(総会の招集者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役である社長がこれを招集する。

社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い他の取締役がこれに当たる。

(総会の議長)

第16条 株主総会の議長は社長がこれに当たり、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い、他の取締役がこれに当たる。

2. 提案の理由

本議案を含む以降の3議案は、取締役会長である潮崎敏彦氏（以下「潮崎氏」という。）が持つ当社の経営に対する影響力を排除することを企図している。

まず、潮崎氏が当社の社長に就任した2016年4月のPBRは約1.1倍であったが、2018年以降、当社の株価は解散価値を下回ることが常態化し、2023年3月末現在のPBRは約0.8倍となっている。

潮崎氏は、このように株価を低迷させた当事者かつ責任者であるにもかかわらず、次号以

降の議案の提案理由に記載したとおり、企業価値が何であるかさえ理解しておらず、株価低迷に対する危機意識も抱いていない。これらに鑑みると、潮崎氏は当社の企業価値向上に資する人物ではない。

そこで、潮崎氏が取締役を退任し、会長として担っているその役割を適切に他の取締役に移譲すべく、本議案ではまず、株主総会の招集及び議長権限を、取締役会長から取締役社長に変更することを提案する。

【第8号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第8号議案に反対](#)いたします。

当社は、会長職について、社長経験者で当社事業経営に精通しており、かつ、業界において知名度が高く豊富な知見を有する者に委嘱することとしております。会長職については、業界団体等における対外的な活動が当社の企業価値や社会的評価の向上に資するものであるため、引き続き有用であると考えております。

また、当社グループは親会社である当社と国内外を含めた連結子会社から構成される企業グループですが、主として当社の事業の執行は社長が担当し、当社グループに係る経営全般を会長が担当することで意思決定の迅速化等、機動力の向上については企業価値の向上を図ることとしております。

これらを踏まえ、当社における最高の意思決定機関である株主総会については、代表取締役である会長が招集者および議長としてその役割を担うことが、当社グループ全体のガバナンスの実効性を高めると考えており、当社といたしましては、かかる仕組みを有する現在のガバナンス体制が最適であると認識しております。

なお、代表取締役会長潮崎敏彦氏は、1970年の入社以来、当社グループにおける多くの業務での幅広い経験を有しており、2007年の当社取締役就任以後は、主に本社管理部門およびグループ会社の業務執行を統括、2016年の代表取締役社長就任以後は、5か年の中期経営計画の実行を強力に牽引、そして2021年の代表取締役会長就任以後は、取締役会議長をはじめとして、当社グループ全体の経営に取り組みなど、取締役としての職責を果たしております。

現在は（一社）日本シャッター・ドア協会の会長も務め、防火設備、防災事業の普及・促進等、安全・安心に関わる社会的な事業活動の推進・向上を図っております。

このような理由から、同氏は今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に必要な存在であると考えます。

したがいまして、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

<株主提案>

第9号議案 取締役会議長に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款の第27条を以下のとおり変更する。

現行定款

(取締役会規定)

第27条 法令または本定款のほか、取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規定による。

変更案

(取締役会規定)

第27条 法令または本定款のほか、取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規定による。

前項にかかわらず、取締役会の議長はあらかじめ取締役会において定めた社外取締役がこれに当たり、当該社外取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い、他の社外取締役がこれに当たる。社外取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、社外取締役以外の取締役が議長となる。

2. 提案の理由

本議案では取締役会議長を社外取締役に限定すること企図している。

そもそも経営の監督と執行を分離する取締役会設置会社の目的に立てば、取締役会における監督機能の発揮のために、社外取締役が議長としてその議事進行を担うことがふさわしい。

また、後述するとおり、当社は2018年、豪州においてM&Aを実施したが、これは株主価値向上の観点から見れば失敗と言わざるを得ない。にもかかわらず、当社経営陣はこれについてなら説明を行わないままである。本来であれば、取締役会において徹底的に分析を行い、未来の事業投資の教訓とすべきところ、これが放置されてきたことは、M&Aの執行にばかり注力し、取締役会の担うべき監督機能がないがしろにされていた証左である。

取締役会議長を社外取締役として、取締役会の監督機能を強化することで、適切な経営の執行を担保し、当社の中長期的な株主価値向上に寄与すると期待できる。

【第9号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第9号議案に反対](#)いたします。

当社の取締役会では社長経験者で当社事業経営に精通している代表取締役会長が議長を務め、取締役会構成員の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営チェックや監督を受ける体制を採っております。

現在、当社取締役会では、社内重要案件や脱炭素、ESG等の多岐にわたる案件について社内外取締役による活発な議論が行われていると同時に、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査・監督を行うことで取締役会における意思決定の透明性の向上等を図っております。また、取締役会の実効性評価結果からも現在の取締役会は十分に機能していると考えております。

当社における取締役会議長の役割は、単なる議事進行役ではなく、取締役会において十分な議論を促進した上で、重要な意思決定を導くリーダーであると考えております。そのために、当社の事業経営等を十分に理解した上で、リーダーシップを発揮できる取締役が取締役会議長となるべきであると考えており、当社といたしましては、社長経験者で当社事業経営に精通している代表取締役会長が取締役会議長を務める現在のガバナンス体制が最適であると認識しております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役会議長を社外取締役のみに固定化するものであり、取締役会の機能発揮を含む当社のガバナンス体制の不断の検討・検証の中で、かえって、運用の硬直化をもたらす等の懸念も否定できないと考えております。

したがって、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

<株主提案>

第10号議案 取締役会長の廃止に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款の第28条を以下のとおり変更する。

現行定款

(役付取締役および代表取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長および取締役相談役各若干名を定めることができる。

当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

変更案

(役付取締役および代表取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定めることができる。

当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2. 提案の理由

本議案は潮崎氏の取締役退任を企図した提案である。

潮崎氏は、「企業価値とは何か」という提案株主の質問に対して「売上高の額、利益の額、従業員の数など全て含めて企業価値」と回答し、また、当社の株価が解散価値未満であるという事実に対しても、何ら危機感を抱いていない。

株価が解散価値未満の水準である上場企業の存在が問題視され、変革が求められていることは周知の事実である。それにもかかわらず、潮崎氏は企業価値の意味さえ理解せず、株価が解散価値未満であることを恥じていない。潮崎氏は「当社がプライム市場に上場していることは適当だ」と語るが、潮崎氏はプライム上場企業の経営者として失格である。

従って、会長職を廃止し、潮崎氏に取締役からの退任を促すことで、当社の株主価値向上を図るべきである。

【第10号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第10号議案に反対](#)いたします。

当社は、会長職について、社長経験者で当社事業経営に精通しており、かつ、業界において知名度が高く豊富な知見を有する者に委嘱することとしております。会長職については、業界団体等における対外的な活動が当社の企業価値や社会的評価の向上に資するものであるため、引き続き有用であると考えております。

また、当社グループは親会社である当社と国内外を含めた連結子会社から構成される企業グループですが、主として当社の事業の執行は社長が担当し、当社グループに係る経営全般を会長が担当することで意思決定の迅速化等、機動力の向上ひいては企業価値の向上を図ることとしております。

当社グループの事業経営について、代表取締役会長は、昨今の事業環境の変化や中長期的な業績向上と企業価値増大への取り組み等に対し、今までの経験・知見等を踏まえ、社長等の求めに応じて経営全般に対する助言を行うとともに、取締役会議長として取締役会における議論を活発化させる等の取締役会機能の強化に貢献しており、当社として会長職は重要な役割を有していると考えております。

したがって、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

<株主提案>

第11号議案 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 役員報酬の開示

(代表権を有する取締役の個別報酬開示)

第43条 当社は、代表権を有する取締役に対して前事業年度に報酬として支給した金額（非金銭報酬を含む。）を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

2. 提案の理由

本議案は、当社の代表取締役である潮崎氏と小倉博之氏（以下「小倉氏」という。）の報酬開示を求めている。

本議案は、まず、当社の最高経営責任者を特定することを企図している。すなわち、潮崎氏と小倉氏の報酬を個別に開示することで、会長と社長いずれの責任が重く、そして責任に見合った報酬を得ているかを明らかにするべきである。

さらに、本議案は、当社の報酬に関するガバナンスを改善することも目的とする。当社では各取締役に対する個別報酬額の決定は代表取締役に一任されており、当社の代表取締役は、指名・報酬委員会の諮問を経るものの、自らの報酬額の決定を委ねられている。また、指名・報酬委員会の審議内容は何ら開示されておらず、同委員会によるガバナンスの実効性は不透明である。

以上を踏まえ、当社は代表取締役の報酬を個別に開示し、報酬に関するガバナンスの向上を図るべきである。

【第11号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第11号議案に反対**いたします。

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。

当社は、取締役の報酬に関する客観性および説明責任の強化を目的として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会が、報酬の個別額および総額を事前に取締役会からの諮問に応じて審議をしたうえで、報酬の総額を答申し取締役会において決定しております。各取締役に対する具体的な月額報酬および役員賞与については、当社の業績等を勘案しつつ指名・報酬委員会での審議結果を踏まえて決定するため、各取締役の個別額の決定を代表取締役潮崎敏彦氏、代表取締役小倉博之氏に一任しております。

また、開示につきましては、事業報告および有価証券報告書において、法令等に基づき、役員区分ごとの報酬総額、種類別の報酬総額および員数を適正に開示しており、株主の皆様による確認のために十分な開示を行っていると認識しております。

このように、当社取締役会としては、代表取締役を含む当社取締役の報酬額等の決定手続に係るガバナンスは実効的に機能しておりその開示の方法も適切であることから、本株主提案に係る規定を定款に設けることは不要であると考えます。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

<株主提案>

第12号議案 代表権を有する取締役に対する業績連動報酬の計算方法の開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の条文を新設する。

(業績連動報酬の計算方法の開示)

第44条 当社が、代表権を有する取締役に対して前事業年度に業績連動報酬を支給した場合、当社は当該報酬金額（非金銭報酬を含む。）の算定方法を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

2. 提案の理由

当社は、「企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的」として、役員賞与と株式報酬を「収益性指標」や「資本効率性指標」の達成度等により算出するとしている。

しかし、企業価値向上を掲げながら、参照する指標に株価指標は含まれておらず、また、参照する指標の具体的内容も開示されていない。

さらに、当社は2018年に新株予約権付転換社債を100億円発行し（以下「本C B」という。）、豪州の企業を買収したが、本C Bの全額が株式に転換される見込みである。本C B発行が実現させた企業買収は、当社のROEを一時的に上昇させるが、それは本C Bの転換がもたらす将来的な株式の希薄化やROE低下と引き換えに達成されるものである。

当然、一過性のROE上昇を根拠とした報酬の付与など言語道断であるが、現状、当社の開示はこのような非常識な報酬付与の可能性さえ否定していない。そこで、本提案を通じて報酬制度の詳細な開示を求める。

【第12号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第12号議案に反対](#)いたします。

当社は、2022年5月12日開催の取締役会で決定しております当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針において、業績連動報酬に関する方針および非金銭報酬等に関する方針を定めております。

まず、業績連動報酬に関する方針において、業績連動報酬である役員賞与については、役員報酬総額のうち、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、報酬等の種類ごとの割合を踏まえ役員賞与総額基準額を設定し、収益性指標の達成度等により役員賞与総額を算出するとしておりますが、具体的には連結営業利益等の達成度により目標達成割合乗率を算出し、役員賞与総額基準額に目標達成割合乗率を乗じることで役員賞与総額を算出しております。

また、非金銭報酬等に関する方針において、業績連動型の株式報酬については、役員報酬総額のうち、各取締役に対し外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、報酬等の種類ごとの割合を踏まえ役位ごとの固定ポイントならびに収益性指標および資本効率性指標の達成度等により算出される株式報酬付与ポイントを付与し、当該ポイントの数に応じた当社株式を支給するとしております。その上で、当社は、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会におきまして、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として業績連動型株式報酬制度の導入をご承認していただきましたが、具体的には役位ごとの固定ポイントとROE等の達成度により目標達成割合乗率を算出し、役位ごとの基礎ポイントに目標達成割合乗率を乗じることで株式報酬付与ポイントを算出しております。

なお、当社は取締役の報酬に関する客観性および説明責任の強化を目的として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会が、報酬の個別額および総額を事前に取締役会からの諮問に応じて審議をしたうえで、報酬の総額を答申し、取締役会において決定しております。

このように、当社取締役会としては、業績連動報酬である役員賞与および株式報酬の決定手続は適正であり、その算定方法についても株主の皆様による確認のために十分な開示を行っていると考えており、本株主提案に係る規定を定款に設けることは不要であると考えます。

したがいまして、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

<株主提案>

第13号議案 豪州のM&Aに関する情報開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 M&Aの成果の開示

(M&Aの成果の開示)

第45条 当社は、2018年3月に連結子会社化したBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD (旧社名: ArcPac Garage Doors Pty Ltd) の売上高、営業利益および当期純利益に相当する金額を1年に1回以上の頻度で開示する。

具体的な開示方法のほか前項に定めのない事項については、取締役会の決議によって決定する。

2. 提案の理由

当社は2018年3月、総額約87億円を投じて豪州の建材会社を買収した。買収発表日の当社の時価総額が約715億円であったこと、買収のために同年8月に本CBを100億円発行するに至ったこと、そして本CBが全額株式に転換されると確実視されていることなどに鑑みると、当該買収は当社の経営に大きな影響を与えるものである。

しかし、2023年3月現在、当社は買収の成果について何ら具体的な開示を行っておらず、豪州とは無関係なベトナムと合算した「海外事業」の売上高と売上総利益を開示するのみである。提案株主は再三情報開示を求めてきたが、当社はこれを拒否している。これだけ大規模な買収を実施しながら、投資家に対して何も開示をしないのは、不誠実と言わざるを得ない。

当社は、豪州のM&Aについて適切かつ誠実に情報開示を行うべきである。そして、投資家から評価を受け、その評価を踏まえて次の投資へと歩みを進めていただきたい。

【第13号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第13号議案に反対](#)いたします。

当社グループは、前中期経営計画より海外事業を注力事業として推進してまいりました。

2021年度から2023年度における中期経営計画では、海外事業の目標として、グループ総売上の10%の売上規模の達成を掲げております。

海外事業のうちオーストラリアについては、当社として初めての本格的な海外M&Aにより進出した地域であり、現地に駐在員を派遣し綿密に連携を取りながら、PMI（買収後の統合作業）を遂行してまいりました。その後も当初の計画どおり住宅用ガレージドア事業から産業用シャッター事業まで確実に事業領域を拡大しております。

本株主提案は、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD.について、その売上高、営業利益および当期純利益に相当する金額を1年に1回以上の頻度で開示すること等について当社現行定款に新たに規定を設けることを求めるものですが、当社の注力事業や業績等の情報開示の内容については、その時々に応じて適切に判断するべきであると考えており、会社の根本規則である定款に規定することは、かえって柔軟な経営情報の開示を妨げるものであり、不適切であると考えております。

したがって、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

以 上

事業報告

〔2022年4月1日から
2023年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度のがわが国経済は、資材・エネルギー価格の高騰による影響があったものの、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立による正常化が進展し、景気は持ち直しの動きがみられました。

一方で、世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れがわが国経済を下押しするリスクとなっており、物価の上昇や供給面での制約など、先行きの見通せない状況で推移しております。

当社グループを取り巻く建設・住宅業界におきましても、民間設備投資は緩やかながら増加基調にあり、建設需要は底堅さを維持しているものの、鋼材をはじめとした原材料価格・エネルギー価格の高騰、サプライチェーンの混乱など、依然として不透明な状況が続いております。

そのような状況の中、当社グループの売上高につきましては、1,991億7千9百万円（前年度比9.3%増）となり、利益面におきましても、原材料価格上昇分等の販売価格への反映および利益率の向上ならびにコスト削減など当社グループの全部門において利益の確保に全力で取り組みました結果、営業利益は96億8千5百万円（前年度比6.4%増）、経常利益は99億9千2百万円（前年度比10.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても78億9千9百万円（前年度比17.8%増）となりました。

事業部門別の状況については、以下のとおりであります。

【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、大型物流倉庫および大型商業施設向けの重量シャッター等が堅調に推移しましたので、売上高は788億9千1百万円（前年度比12.7%増）となりましたが、営業利益につきましては、62億3千3百万円（前年度比6.8%減）となりました。

【建材関連製品事業】

建材関連製品事業につきましては、大型商業施設向けスチールドア等が堅調に推移しましたので、売上高は804億8千1百万円（前年度比7.5%増）となり、営業利益につきましても26億4千5百万円（前年度比51.8%増）となりました。

【サービス事業】

サービス事業につきましては、緊急修理対応や定期保守メンテナンス等が堅調に推移いたしましたので、連結子会社文化シャッターサービス株式会社の業績を含めまして、売上高は267億7千4百万円（前年度比6.3%増）となり、営業利益につきましても45億3千9百万円（前年度比12.4%増）となりました。

【リフォーム事業】

リフォーム事業につきましては、ビルの改修等を手掛けるリニューアル事業および住宅用リフォーム事業に注力しており、連結子会社B Xゆとりリフォーム株式会社の業績を含めまして、売上高は63億6千7百万円（前年度比11.1%増）となり、営業利益につきましても6千2百万円と前年度の損失計上から黒字へと転換いたしました。

【その他事業】

その他事業につきましては、社会問題化しているゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備を手掛ける止水事業等が堅調に推移しましたので、売上高は66億6千5百万円（前年度比2.4%増）となり、営業利益につきましても9億4千万円（前年度比3.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資額は47億2千9百万円で、その主なものは姫路工場における事務所棟の建替えをはじめとして、工場等における設備の更新、維持費用およびDX業務デジタル化システム開発費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化を図るため、2020年10月から2023年10月までの3年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立により正常化が進展し、景気は回復傾向が続くものと思われませんが、ロシア・ウクライナ情勢についても未だに収束までの道筋は見えない状況において、原材料価格・エネルギー価格の高騰など様々な景気下振れリスクも排除することはできず、先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは2021年度から2023年度における3か年の中期経営計画を実行中であり『未来を切り開く、快適環境のソリューショングループをめざして』を基本テーマとして掲げ、急激に変化する社会環境に主体的に対応し、未来志向で事業の発展に取り組んでおります。

最終年度である2023年度は「『売上成長を超える利益成長の達成』～より具体的な施策、より具体的な活動の実践～」を基本方針として、前年度から引き続いて、シャッター事業やドア事業の「基幹事業」における受注・売上の拡大、また今後の当社グループの発展を担う「注力事業」のさらなる強化など、目標の必達に全力で取り組んでまいります。

【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応】

新型コロナウイルスについては、政府により感染症法上の位置づけが「5類」へと移行され、今後はさらに感染対策と社会経済活動との両立が進展するものと思われれます。

しかし、「5類」に移行しても、新型コロナウイルスの感染力や病原性が変わるわけではなく、当社グループにおいては引き続き、基本的な感染予防対策を行い、全てのステークホルダーの安全確保と感染拡大防止を最優先に考えた取り組みを行ってまいります。

【気候変動リスクへの対応】

当社グループでは、気候変動リスクへの対応を早急に解決すべき重要課題だと捉えており、「2050年B Xグループ脱炭素宣言」を表明し、脱炭素へ向けた本格的な取り組みを推し進めております。

当社は2021年10月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明し、気候変動が及ぼす影響を当社事業にとってのリスク・機会の両側面として捉え、特に主力事業であるシャッター事業およびドア事業において「2℃未満シナリオ」および「4℃シナリオ」の2通りのシナリオを策定、それぞれのシナリオにおける当社財務への影響度と重要性に関する分析を実施し、その内容について有価証券報告書等を通じて株主・投資家の皆様への開示を行っております。

温室効果ガスの排出削減等に取り組む“緩和”の側面としては、「グループ環境方針」に則った事業活動におけるエネルギー使用の合理化および電気需要の平準化等の従来からの継続した取り組みに加えて、S B T（民間企業における科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出量削減目標の設定）認証取得に向けて、社用車両のE V・H V化および事業所における再生エネルギー電力の調達ならびに「新物流システム」の導入による積載効率の向上等をはじめとした具体的な取り組みを推し進めております。

また、商品開発分野においては、薄板化によって材料重量を削減するとともに接着工法によってCO₂排出量削減を実現した環境配慮型スチールドア「S G D」やブラインド機能によって冷暖房効率を向上させる電動ブラインドシャッター「窓マスターソラル」などを新たに加え、環境配慮商品のラインアップをさらに拡充させております。

一方で、変化する気候の影響を将来にわたり回避・軽減する“適応”の側面としては、社会問題化しているゲリラ豪雨や集中豪雨等による建物等の防災ソリューションとして、公共団体や企業のB C P支援、店舗や住宅の浸水被害対策など、多様な場所や用途に対応できる止水関連商品に加え、新たに強風対策商品についてのラインアップを拡充し、お客様・利用者様等への適時的確なご提案を推し進めております。

【多様な働き方支援への取り組み】

当社グループでは、全ての従業員が働きがいをもって業務に従事できるよう、多様な働き方を支援する取り組みを推し進めております。

「労働時間の見える化」による長時間労働の抑制やI C T（情報通信技術）環境の整備による在宅勤務・リモートワークの実施、業務効率や生産性向上をさらに追求するためのD Xへの取り組み、職種や生活環境に合わせて効率的に業務を行うフレックスタイム制度の導入等を行うとともに、育児休業制度や介護休業制度など、従業員のワークライフバランスを重視し個々人のライフスタイルに柔軟に対応できる人事制度の拡充など、性別や国籍等の別なく全ての従業員が活躍できる職場環境の構築に取り組んでおります。

また、働く仲間を尊重しあう風土づくりをめざし、差別やハラスメントについての正しい知識を身につけるための教育や研修等についても積極的に取り組むとともに、「企業の価値は、従業員一人ひとりの人材力の和である」との考えから、問題解決能力やイノベーション力など、総合的な人材力向上に向けた研修プログラムも構築してまいります。

なお、当社では、従業員が安心して長期的に働ける環境を整備する取り組みの一環として、従業員の定年年齢を2023年度から2年毎に1歳ずつ引き上げ、2031年度に65歳まで引き上げると同時に、定年後の再雇用上限年齢についても段階的に70歳まで引き上げることを決定いたしました。今後も世代を問わず多様な人材が活躍できる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

【CSRの推進について】

当社グループでは、事業活動の原点である「社是（誠実・努力・奉仕）」をはじめとして、「経営理念」や「CSR憲章」を常に意識して事業に取り組んでおり、全ての法令を順守し、公正な事業環境の中で利潤を追求すること、事業活動を通じて広く社会に貢献することが社会との信頼関係を構築することであると強く認識しており、コンプライアンス体制整備に恒常的に取り組んでおります。

また、企業の持続的成長・発展のための重要なテーマであるESG（環境・社会・ガバナンス）およびSDGs（持続可能な開発目標）を重視しながらCSR（企業の社会的責任）を一層積極的に推し進めていくことで、当社グループの企業価値向上と持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいり所存です。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

なお、当社は、より機動的な配当政策を図るための整備の一環として、2017年6月開催の当社第71期定時株主総会において定款変更を行い、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、当事業年度の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定につきましては、株主の皆様にお諮りいたします。

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第 74 期 2019年度	第 75 期 2020年度	第 76 期 2021年度	第 77 期 2022年度 (当事業年度)
売 上 高	184,239 ^{百万円}	173,143 ^{百万円}	182,313 ^{百万円}	199,179 ^{百万円}
経 常 利 益	10,003 ^{百万円}	11,910 ^{百万円}	9,081 ^{百万円}	9,992 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	6,603 ^{百万円}	8,399 ^{百万円}	6,706 ^{百万円}	7,899 ^{百万円}
1 株当たり当期純利益	92.11 ^円	117.16 ^円	97.97 ^円	121.66 ^円
総 資 産	165,874 ^{百万円}	168,350 ^{百万円}	169,205 ^{百万円}	177,246 ^{百万円}
純 資 産	77,157 ^{百万円}	84,482 ^{百万円}	82,512 ^{百万円}	82,776 ^{百万円}
1 株当たり純資産額	1,073.97 ^円	1,175.90 ^円	1,225.96 ^円	1,348.39 ^円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 「1株当たり当期純利益」の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第 74 期 2019年度	第 75 期 2020年度	第 76 期 2021年度	第 77 期 2022年度 (当事業年度)
売 上 高	124,959 ^{百万円}	116,810 ^{百万円}	119,422 ^{百万円}	128,366 ^{百万円}
経 常 利 益	6,981 ^{百万円}	9,209 ^{百万円}	6,707 ^{百万円}	9,618 ^{百万円}
当 期 純 利 益	5,259 ^{百万円}	7,338 ^{百万円}	5,865 ^{百万円}	9,532 ^{百万円}
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	73.33 ^円	102.32 ^円	85.64 ^円	146.76 ^円
総 資 産	129,091 ^{百万円}	130,603 ^{百万円}	128,753 ^{百万円}	134,546 ^{百万円}
純 資 産	63,101 ^{百万円}	69,812 ^{百万円}	66,359 ^{百万円}	66,247 ^{百万円}
1 株 当 た り 純 資 産 額	879.88 ^円	973.45 ^円	987.52 ^円	1,081.00 ^円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 「1株当たり当期純利益」の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
B X 新 生 精 機 株 式 会 社	200百万円	100.0%	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
文化シャッターサービス株式会社	110百万円	100.0%	各種シャッター等の修理点検
B X ゆ と り フ ォ ー ム 株 式 会 社	90百万円	100.0%	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
B X テ ン パ ル 株 式 会 社	30百万円	100.0%	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材、ビル用建材および建築用金物等の製造販売とその保守点検・修理ならびに保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(7) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当社の営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北 海 道 支 店	北 海 道	パ ー テ ィ シ ョ ン 事 業 部	東 京 都
東 北 支 店	宮 城 県	シ ャ ッ タ ー 事 業 部	東 京 都
関 越 支 店	群 馬 県	止 水 事 業 部	東 京 都
東 関 東 支 店	千 葉 県	メ ン テ ナ ン ス 事 業 部	東 京 都
首 都 圏 支 店	東 京 都	海 外 事 業 部	東 京 都
首 都 圏 ビ ル 建 材 支 店	東 京 都	中 部 支 店	愛 知 県
リ ニ ュ ー ア ル 支 店	東 京 都	関 西 支 店	大 阪 府
東 日 本 設 計 施 工 統 括 部	東 京 都	住 宅 建 材 西 日 本 支 店	大 阪 府
ド ア 管 理 部	東 京 都	西 日 本 設 計 施 工 統 括 部	大 阪 府
住 宅 建 材 東 日 本 支 店	東 京 都	中 四 国 支 店	広 島 県
営 業 推 進 部	東 京 都	九 州 支 店	福 岡 県
ド ア 事 業 部	東 京 都		

② 当社の工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
千 歳 工 場	北 海 道	姫 路 工 場	兵 庫 県
秋 田 工 場	秋 田 県	御 着 工 場	兵 庫 県
小 山 工 場	栃 木 県	福 岡 工 場	福 岡 県
掛 川 工 場	静 岡 県		

③ 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	主 な 事 業 内 容
文化シャッターサービス株式会社	東 京 都	各種シャッター等の修理点検
B X 新 生 精 機 株 式 会 社	兵 庫 県	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
B X テ ン パ ル 株 式 会 社	東 京 都	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
B X あ い わ 株 式 会 社	東 京 都	保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業
B X 沖 縄 文 化 シ ャ ッ タ ー 株 式 会 社	沖 縄 県	各種シャッターおよび関連製品の製造、販売
B X ケ ン セ イ 株 式 会 社	大 分 県	スチール建具、スチールドアの製造、販売
B X 文 化 パ ネ ル 株 式 会 社	大 阪 府	可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売
B X テ ィ ア ー ル 株 式 会 社	埼 玉 県	戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売
B X ゆ と り フ ォ ー ム 株 式 会 社	東 京 都	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
B X 紅 雲 株 式 会 社	愛 知 県	ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売
B X 鐵 矢 株 式 会 社	千 葉 県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
B X 東 北 鐵 矢 株 式 会 社	山 形 県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
B X 朝 日 建 材 株 式 会 社	徳 島 県	スチール建材およびスチールドアの製造、販売
B X 西 山 鉄 網 株 式 会 社	東 京 都	住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売
B X カ ネ シ ン 株 式 会 社	東 京 都	建築用諸金物の製造、販売
B X T O S H O 株 式 会 社	神 奈 川 県	木造住宅の建築設計
B X ル ー テ ス 株 式 会 社	大 阪 府	各種シャッター、ドア等の製造、販売
BX BUNKA VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国	各種シャッター、ドア等の製造、販売
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦	ガレージドアの製造、販売
株 式 会 社 エ コ ウ ッ ド	福 岡 県	木材・プラスチック再生複合材の製造および販売

(8) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
シャッター関連製品事業	2,143名(591名)
建材関連製品事業	1,460名(458名)
サービス事業	990名(122名)
リフォーム事業	183名(46名)
その他	97名(27名)
全社(共通)	85名(13名)
合計	4,958名(1,257名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものではありません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,047名	71名増	43.1歳	16.3年

事業区分	従業員数
シャッター関連製品事業	1,369名(487名)
建材関連製品事業	574名(236名)
サービス事業	6名(1名)
リフォーム事業	3名(11名)
その他	10名(5名)
全社(共通)	85名(13名)
合計	2,047名(753名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものではありません。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	300
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	300
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	200

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2010年6月9日、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為（「全国における価格カルテル」）があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。その後、当社は、公正取引委員会に対して審判請求を行い、2010年より審判手続にて争っておりました。

2020年9月1日の審決では、当社の主張は認められなかったため、さらに、2020年9月30日に審決取消訴訟を提起し東京高等裁判所にて係争中でした。これに対して、2023年4月7日に東京高等裁判所より、当社の請求をいずれも棄却する旨の判決の言渡しがあり、2023年4月20日に当社は当該判決を不服として、最高裁判所へ上告の提起および上告受理の申立てを行っております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	288,000,000株
② 発行済株式の総数	72,196,487株
	(自己株式10,613,237株を含む)
③ 単元株式数	100株
④ 株主数	4,686名
⑤ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
文化シャッター関連企業持株会	5,844,777	9.49
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,836,800	9.47
第一生命保険株式会社	3,260,978	5.29
インタートラスト トラスティーズ (ケイマン) リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティーアズ トラスティー オブ ジャパン アップ	2,992,900	4.85
文化シャッター社員持株会	2,879,676	4.67
株式会社みずほ銀行	2,534,873	4.11
インタートラストトラスティーズケイマンリミテッドアズトラスティオブジャパンアップユニットラスト	1,700,000	2.76
株式会社淀川製鋼所	1,669,000	2.71
東京海上日動火災保険株式会社	1,560,901	2.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,087,600	1.76

(注) 持株比率は自己株式 (10,613,237株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式300千株は含まれておりません。

⑥その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。2023年3月31日現在において、対象者を受益者とする株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式は、合計で300,000株です。

(2) 新株予約権等の状況 (2023年3月31日現在)

2018年8月28日開催の取締役会決議に基づき発行した「2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」(額面総額100億円)に付された新株予約権の概要

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式(単元株式数100株) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
転換価額	984.5円
新株予約権の行使期間	2018年9月27日から2023年8月30日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

- (注) 1. 新株予約権の数は当事業年度において46個(460百万円)が行使され、当事業年度末現在の残高は954個であります。
2. 新株予約権の行使に際し交付された株式はすべて自己株式であります(467,242株)。
3. 2022年11月8日開催の取締役会において中間配当金を1株につき21円とする剰余金配当案が承認可決されたことに伴い、2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の社債要項の転換価額調整条項に従い、当該転換価額が986円40銭から984円50銭に調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	潮崎敏彦	一般社団法人日本シャッター・ドア協会 会長
代表取締役社長	小倉博之	執行役員社長
取締役	嶋村悦典	専務執行役員 設計、施工、新事業、商品開発担当
取締役	藤田義徳	常務執行役員 営業担当
取締役	三田充	常務執行役員 東日本事業本部長
取締役	市川治彦	常務執行役員 業務担当
取締役	山崎浩樹	上席執行役員 西日本事業本部長
取締役監査等委員 (常勤)	松山成強	
取締役監査等委員 (社外・非常勤)	飯名隆夫	
取締役監査等委員 (社外・非常勤)	藤田昇三	アセットマネジメントOne株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社エコス 社外取締役 三機工業株式会社 社外監査役
取締役監査等委員 (社外・非常勤)	阿部和史	
取締役監査等委員 (社外・非常勤)	早坂善彦	

- (注) 1. 取締役飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦の4氏は社外取締役であります。
2. 当社は、飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役松山成強氏は、当社における内部監査部門での業務経験を有しており、財務および会計についての相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内の重要会議への出席、業務執行取締役および使用人等からの情報収集ならびに内部監査部門との連携を図るため、取締役松山成強氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 決算期後の担当および重要な兼職の状況等の変更は次のとおりであります。

年月日	地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
2023年4月1日	取締役	嶋村悦典	専務執行役員 新事業、商品開発、海外担当
2023年4月1日	取締役	藤田義徳	常務執行役員 営業、設計、施工担当
2023年4月1日	取締役	山崎浩樹	上席執行役員 営業開発事業本部長

【参考】

2023年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

常務執行役員	佐久間	博志	営業推進部長
常務執行役員	大澤	慎一	商品開発部長
常務執行役員	大岡	忠仁	製造担当
常務執行役員	石井	誠	リニューアル支店長
常務執行役員	神藤	定幸	東日本設計施工統括部長
常務執行役員	舩谷	信也	住宅建材事業本部長
常務執行役員	蓮見	幸夫	小山工場長
常務執行役員	高橋	浩二	西日本事業本部長
執行役員	葛西	仁	パーティション事業部長
執行役員	元木	幸一郎	設計施工企画部長
執行役員	泉谷	透	シャッター事業部長
執行役員	天野	治	メンテナンス事業部長
執行役員	西村	浩一	経理部長
執行役員	高橋	章文	経営企画部長
執行役員	小野瀬	智	首都圏支店長
執行役員	清水	隆	商品開発部 副部長
執行役員	竹村	功	秘書室長
執行役員	後藤	隆博	ドア事業部長兼海外事業部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において定款を変更し、下記のとおり、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約

当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および訴訟費用を負担することで被る損害が補填されます。ただし、被保険者が法令違反について認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は、当社が負担しております。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	428	294	100	34	7
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	20	20	—	—	1
社外役員	37	37	—	—	4
合計	486	351	100	34	12

- (注) 1. 業績連動報酬である役員賞与にかかる主な業績指標は連結営業利益であり、その実績は9,685百万円であります。
 2. 業績連動報酬である株式報酬にかかる主な業績指標はROE等であり、その実績は9.6%であります。
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名であります。
 また、金銭報酬とは別枠で2022年6月21日開催の第76期定時株主総会において、株式報酬の額として5事業年度ごとに600百万円以内、株式数の上限を年60,000ポイント以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であります。
 5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額100百万円以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名であります。

⑤ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2022年5月12日開催の取締役会において、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおり決議しております。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会に諮問し答申を受けております。また、当社は、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会におきまして、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として業績連動型株式報酬制度の導入をご承認いただいております。

当社の取締役の報酬等は、株主総会が決定する金銭報酬および株式報酬ごとの報酬等総額の限度内で、当社経営方針の実現ならびに当社企業価値の継続的かつ中長期的な向上に資するため、個々の取締役の役割と責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。取締役の報酬は「月額報酬」、「役員賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。ただし、監査等委員である取締役は、その職務に鑑み、月額報酬のみを支払うこととしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

ア. 基本報酬に関する方針

月額報酬は金銭報酬とし、役位、職責、貢献度、世間水準および社員給与とのバランスを勘案したうえで報酬額を設定します。

イ. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬である役員賞与は金銭報酬とします。役員報酬総額のうち、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、下記工. を踏まえ役員賞与総額基準額を設定し、収益性指標の達成度等により役員賞与総額を算出します。具体的には連結営業利益等の達成度により目標達成割合乗率を算出し、役員賞与総額基準額に目標達成割合乗率を乗じることで役員賞与総額を算出しております。なお、株式報酬は業績連動報酬としており、詳細は下記ウ. によります。

ウ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は業績連動型の株式報酬とします。株式報酬は取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主と共有することで、中長期的な業績および企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とします。役員報酬総額のうち、各取締役に対し、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に下

記工. を踏まえ役位ごとの固定ポイントならびに収益性指標および資本効率性指標の達成度等により算出される株式報酬付与ポイントを付与し、当該ポイントの数に応じた当社株式を支給します。具体的には役位ごとの固定ポイントとROE等の達成度により目標達成割合乗率を算出し、役位ごとの基礎ポイントに目標達成割合乗率を乗じることで株式報酬付与ポイントを算出してあります。

エ. 報酬等の種類ごとの割合については、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に月額報酬、役員賞与（指標100%達成時）および株式報酬（指標100%達成時）の割合は6：3：1を目安として決定します。

オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

月額報酬は原則として、年額の12分の1を社員給与の支給日に合わせて当月分を支払うものとし、役員賞与を支給する場合は、上記イ. により取締役会の決議を経て決定し、その後速やかに支払うものとし、また株式報酬に関しては、上記ウ. に従って別に定める内規によるものとし、付与されたポイントの数に応じて取締役退任時に所定の手続きに従って当社株式を支給するものとし、

カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の報酬に関する客観性および説明責任の強化を目的として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会が、報酬の個別額および総額を事前に取締役会からの諮問に応じて審議をしたうえで、報酬の総額を答申し、取締役会において決定してあります。各取締役に対する具体的な月額報酬および役員賞与については、当社の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえて決定するため、各取締役の個別額の決定を代表取締役会長潮崎敏彦氏、代表取締役社長執行役員社長小倉博之氏に一任するものとし、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえ各取締役の個別額の決定を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑥ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

取締役監査等委員藤田昇三氏はアセットマネジメントOne株式会社の社外取締役監査等委員および株式会社エコスの社外取締役ならびに三機工業株式会社の社外監査役であります。

なお、当社とアセットマネジメントOne株式会社、株式会社エコス、三機工業株式会社との間に特別の関係はありません。

イ. 社外役員の事業年度中の取締役会および監査等委員会での活動状況

a. 当事業年度開催の取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	取締役会（8回開催）		監査等委員会（9回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 飯名隆夫	8回	100.0%	9回	100.0%
取締役 藤田昇三	8回	100.0%	9回	100.0%
取締役 阿部和史	8回	100.0%	9回	100.0%
取締役 早坂善彦	8回	100.0%	9回	100.0%

b. 当事業年度における主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・飯名隆夫氏は、建設会社の元代表取締役副社長として、建設業界における企業経営者としての豊富な経験と高い見識を通じて、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。

また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

- ・藤田昇三氏は、元検察官および弁護士として法律分野に精通した豊富な知識と高い見識を有しており、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。

また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

- ・阿部和史氏は、金属素材メーカーにおける豊富な実務経験および監査役としての職務経験による高い見識から、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。

また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

- ・早坂善彦氏は、大手建設会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や建設業界における豊富な実務経験を通じて、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるな

ど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っており、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当社都合による場合および当社の「監査等委員会規定」等に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員会の決議に基づき、当社監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

(注) 当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	107,629	流動負債	71,739
現金及び預金	31,405	支払手形及び買掛金	18,825
受取手形、売掛金及び契約資産	45,290	電子記録債権	21,217
電子記録債権	8,267	短期借入金	1,498
商品及び製品	9,768	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	9,540
仕掛品	1,862	リース債務	918
原材料及び貯蔵品	7,444	未払法人税等	1,659
その他の流動資産	3,753	未払費用	6,734
貸倒引当金	△162	契約負債	4,047
固定資産	69,616	賞与引当金	4,043
有形固定資産	34,791	役員賞与引当金	136
建物及び構築物	11,631	工事損失引当金	341
機械装置及び運搬具	4,339	その他の流動負債	2,777
工具、器具及び備品	847	固定負債	22,730
土地	12,616	長期借入金	24
リース資産	1,199	リース債務	3,278
使用権資産	2,423	役員退職慰労引当金	256
建設仮勘定	1,732	退職給付に係る負債	17,744
無形固定資産	8,590	役員株式給付引当金	34
のれん	4,259	受入保証	586
その他の無形固定資産	4,330	資産除去債務	53
投資その他の資産	26,234	その他の固定負債	751
投資有価証券	16,117	負債合計	94,469
退職給付に係る資産	1,751	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	5,906	株主資本	78,377
その他の投資その他の資産	2,700	資本金	15,051
貸倒引当金	△241	資本剰余金	12,280
資産合計	177,246	利益剰余金	62,699
		自己株式	△11,654
		その他の包括利益累計額	4,224
		その他有価証券評価差額金	2,675
		土地再評価差額金	△46
		為替換算調整勘定	543
		退職給付に係る調整累計額	1,051
		非支配株主持分	174
		純資産合計	82,776
		負債・純資産合計	177,246

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

〔2022年4月1日から〕
〔2023年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		199,179
売 上 原 価		149,109
売 上 総 利 益		50,070
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		40,385
営 業 利 益		9,685
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	258	
保 険 解 約 返 戻 金	98	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	148	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	119	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	291	936
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	221	
為 替 差 損	162	
自 己 株 式 取 得 費 用	158	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	85	629
経 常 利 益		9,992
特 別 利 益		1,877
特 別 損 失		454
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,414
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,663	
法 人 税 等 調 整 額	△ 164	3,498
当 期 純 利 益		7,916
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		16
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7,899

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部					負 債 の 部				
科 目					科 目				
金 額					金 額				
流 動 資 産	預 金	債 権	金 形 権	70,122	流 動 負 債	手 形 債 務	金 金	54,030	
現 受 電 売 契 商 仕 原 前 未 短 立 ぞ 貸 固 有 建 構 機 車 工 土 建 無 特 ソ 借 電 リ そ 投 資 関 出 長 破 長 差 事 敷 線 前 ぞ 貸	金 取 掛 約 品 及 材 料 前 未 短 立 ぞ 貸 固 有 建 構 機 車 工 土 建 無 特 ソ 借 電 リ そ 投 資 関 出 長 破 長 差 事 敷 線 前 ぞ 貸	及 び 手 記 録 掛 約 品 及 材 料 前 未 短 立 ぞ 貸 固 有 建 構 機 車 工 土 建 無 特 ソ 借 電 リ そ 投 資 関 出 長 破 長 差 事 敷 線 前 ぞ 貸	預 金 債 権 金 形 権 金 産 品 貯 蔵 品 金 用 金 金 産 品 資 産 物 置 具 地 産 定 産 権 固 定 資 産 債 権 金 等 用 金 金 産 品 資 産 券 式 金 金 等 用 金 金 産 品 資 産 費 用 等 金	13,536 6,841 6,962 21,076 6,438 6,644 682 4,072 1,273 339 1,299 896 68 19 64,423 20,547 6,900 657 2,258 11 532 8,232 931 1,023 1,684 24 1,118 105 131 45 260 42,191 6,924 22,251 17 7,198 136 19 24 558 866 3,817 1,293 194 △ 1,111	支 電 買 短 期 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 リ 未 未 未 契 預 賞 役 工 設 固 退 職 給 付 引 当 金 員 賞 与 引 当 金 事 損 失 引 当 金 備 関 係 支 払 手 形 固 定 負 債 リ 一 ス 債 務 退 職 給 付 引 当 金 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 受 入 保 証 長 期 前 受 収 債 務 資 産 除 去 債 務	4,412 18,193 8,252 1,000 9,540 446 837 460 155 5,119 2,330 181 2,402 100 334 263 14,268 648 12,765 34 218 547 7 46	負 債 合 計	68,299	
純 資 産 の 部					株 主 資 本 本 金				
資 産 合 計					資 本 本 金				
134,546					63,980				
					資 本 剰 余 金				
					15,051				
					資 本 準 備 金				
					12,259				
					そ の 他 資 本 剰 余 金				
					9,151				
					利 益 剰 余 金				
					3,108				
					そ の 他 利 益 剰 余 金				
					48,318				
					土 地 庄 縮 積 立 金				
					48,318				
					別 途 積 立 金				
					31				
					繰 越 利 益 剰 余 金				
					39,000				
					自 己 株 式				
					△ 11,648				
					評 価 ・ 換 算 差 額 等				
					2,266				
					そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				
					2,266				
純 資 産 合 計					66,247				
資 産 合 計					負 債 ・ 純 資 産 合 計				
134,546					134,546				

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

〔2022年4月1日から〕
〔2023年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		128,366
売 上 原 価		100,248
売 上 総 利 益		28,118
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,309
営 業 外 収 益		3,808
受 取 利 息	117	
受 取 配 当 金	5,810	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	262	6,191
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27	
自 己 株 式 取 得 費 用	158	
為 替 差 損	61	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	99	380
経 常 利 益		9,618
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,458	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	413	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	120	1,992
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	112	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	31	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	120	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	40	
和 解	140	444
税 引 前 当 期 純 利 益		11,166
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,586	
法 人 税 等 調 整 額	48	1,634
当 期 純 利 益		9,532

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

文化シャッター株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	早崎 信
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平井 肇

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、文化シャッター株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シャッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

文化シャッター株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	早 崎 信
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	平 井 肇
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、文化シャッター株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、リモート等出席を含む。）し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を監査等により調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、事業及び財産の状況を監査等により調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月10日

文化シャッター株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	松山成強 ㊟
監査等委員（社外・独立役員）	飯名隆夫 ㊟
監査等委員（社外・独立役員）	藤田昇三 ㊟
監査等委員（社外・独立役員）	阿部和史 ㊟
監査等委員（社外・独立役員）	早坂善彦 ㊟

(注) 監査等委員 飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史、及び早坂善彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
基準日	3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当の基準日	3月31日
期末配当	9月30日
中間配当	
公告方法	当社ホームページに掲載 (URL https://www.bunka-s.co.jp/) ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ※貸借対照表、損益計算書は、E D I N E T (金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム) にて開示しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】

株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

【未払配当金の支払いについて】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

■トピックス

「文化シャッターグループ人権方針」の策定について

当社グループは、「文化シャッターグループ人権方針」を2022年11月7日付で策定しました。当社では、これまでもCSR憲章「働く仲間と共に」において、人権に関する行動指針を掲げ、人権の尊重に取り組んでまいりました。

この度、国際社会における人権リスクの高まりや、課題の変化に対応し、サプライチェーンを含めた人権マネジメントの高度化を図るために、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基本とした人権に関する国際規範に基づき、新たに人権方針を定めました。

また、法務省人権擁護局が推進する「Myじんけん宣言」のプロジェクト趣旨に賛同し、「Myじんけん宣言」を公表しました。

「Myじんけん宣言」とは、企業、団体および個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言し、誰もが人権を尊重し合う社会の実現をめざす取り組みです。

当社グループが「快適環境のソリューショングループ」として事業活動を行う上で、人権の尊重や人権課題へ取り組みむことは欠かすことのできない要素です。

今後も「文化シャッターグループ人権方針」に基づき、グループ全体で人権尊重への理解を深め、責任を果たすことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。



人権方針の全文およびその他の取り組みについて当社HPに掲載しておりますので是非ご覧ください。

<https://www.bunka-s.co.jp/csrinfo/>



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

第77期定時株主総会会場ご案内図

会場

文化シャッター株式会社 東京都文京区西片一丁目17番3号



交通

- A** 都営地下鉄三田線
春日駅(A5/A6出口)より 徒歩 3分
- B** 都営地下鉄大江戸線
春日駅(A6出口)より 徒歩 3分
- C** 東京メトロ南北線
後楽園駅(8番出口)より 徒歩 7分
- D** 東京メトロ丸ノ内線
後楽園駅(4b出口)より 徒歩 12分
- E** JR中央・総武線
水道橋駅(東口)より 徒歩 15分
- F** 文京区コミュニティバス
文化シャッター前下車 徒歩 0分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。